

変 更 後 (令和6年度版)	変 更 前 (令和5年度版)
<p>P1 I. 中心市街地活性化基本計画の認定制度の概要</p> <p>「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号。以下「法」という。)に基づく基本計画の認定制度は、市町村が、地域住民、関連事業者等の様々な主体の参加・協力を得て、自主的・自立的な取組を内容とする中心市街地の活性化、ひいては当該地域の活性化にも応じた取組施策を推進するための基本的な計画となる、中心市街地活性化基本計画(以下「基本計画」という。)を作成し、内閣総理大臣がその認定を行います。政府は認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)に基づく事業及び措置に対して、府省庁の縦割りを排し、ワンストップで各々の関係施策を総合的かつ一体的にワンパッケージで、集中的かつ効果的に支援を実施するものです。</p> <p>このため、基本計画の作成に先立って、市町村(特別区を含む(以下省略))は、<u>これまでの</u>取組(例えば、中心市街地の活性化に関する市町村独自の計画や直近の認定基本計画の実施状況等)に対する評価を行い、その成果や反省を踏まえて基本計画を作成することが求められます。</p> <p>また、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定。以下「基本方針」という。)に目標の一つとして挙げられている「人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、子ども・子育て世代や高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること」(コンパクトなまちづくり)を目指すことについて、都市機能(教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の公共公益施設等)の適正立地や既存ストックの有効活用<u>等</u>を含め、市町村としての方針や実現方策が<u>示</u>されていることも必要です。</p> <p>このような考え方の下、市町村が事業等を総合的かつ一体的に推進する観点から、以下のポイントを含む法及び基本方針に規定された認定基準について十分な対応を行うことが、基本計画の認定の要件となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 基本計画の作成に当たり、まちづくり会社、商工会・商工会議所、地域住民等の多様な主体、担い手の参画を得た協議の場(中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)等)が組織されるなど、十分な協議が行われ理解が得られていること。基本計画が円滑かつ確実に実施できるよう、地域ぐるみで取り組む体制となっていること。 ② 基本計画に掲げる事業等が、実践的又は試行的活動に裏付けられるなど厳選されたものとなっていること。 ③ 基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮して、計画期間が明確に定められていること。 ④ 中心市街地の区域設定に当たり、各種取組が総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲となるよう定められていること。 ⑤ 基本計画に記載された事業等が、円滑かつ確実に実施されることが見込まれ、これらの事業等の実施が、設定された区域の活性化に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。 <p>上記のポイントを踏まえた市町村の意欲的・積極的な取組が期待されます。</p> <p>市町村から基本計画の認定申請を受理した内閣総理大臣は、認定基準に適合すると判断されるときに認定を行います。その際、基本計画に記載されている事業等については、本マニュアルV. 1. に従って当該事業等を所管する関係行政機関の長の同意手続を経て、認定を行います。</p> <p>基本計画の作成段階から認定・変更等までの流れを、時系列に挙げると次のとおりとなります。</p>	<p>P1 I. 中心市街地活性化基本計画の認定制度の概要</p> <p>「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号。以下「法」という。)に基づく基本計画の認定制度は、市町村が、地域住民、関連事業者等の様々な主体の参加・協力を得て、自主的・自立的な取組を内容とする中心市街地の活性化、ひいては当該地域の活性化にも応じた取組施策を推進するための基本的な計画となる、中心市街地活性化基本計画(以下「基本計画」という。)を作成し、内閣総理大臣がその認定を行います。政府は認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)に基づく事業及び措置に対して、府省庁の縦割りを排し、ワンストップで各々の関係施策を総合的かつ一体的にワンパッケージで、集中的かつ効果的に支援を実施するものです。</p> <p>このため、基本計画の作成に先立って、市町村_____は、<u>過去</u>の取組(_____中心市街地の活性化に関する市町村独自の計画や直近の認定基本計画の実施状況等)に対する評価を行い、その成果や反省を踏まえて基本計画を作成することが求められます。</p> <p>また、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定。以下「基本方針」という。)に目標の一つとして挙げられている「人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、子ども・子育て世代や高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること」(コンパクトなまちづくり)を目指すことについて、都市機能(教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の公共公益施設等)の適正立地や既存ストックの有効活用<u>を</u>含め、市町村としての方針や実現方策が<u>公表</u>されていることも必要です。</p> <p>このような考え方の下、市町村が事業等を総合的かつ一体的に推進する観点から、以下のポイントを含む法及び基本方針に規定された認定基準について十分な対応を行うことが、基本計画の認定の要件となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 基本計画の作成に当たり、まちづくり会社、商工会・商工会議所、地域住民等の多様な主体、担い手の参画を得た協議の場(中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)等)が組織されるなど、十分な協議が行われ理解が得られていること。基本計画が円滑かつ確実に実施できるよう、地域ぐるみで取り組む体制となっていること。 ② 基本計画に掲げる事業等が、実践的又は試行的活動に裏付けられるなど厳選されたものとなっていること。 ③ 基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮して、計画期間が明確に定められていること。 ④ 中心市街地の区域設定に当たり、各種取組が総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲となるよう定められていること。 ⑤ 基本計画に記載された事業等が、円滑かつ確実に実施されることが見込まれ、これらの事業等の実施が、設定された区域の活性化に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。 <p>上記のポイントを踏まえた市町村の意欲的・積極的な取組が期待されます。</p> <p>市町村から基本計画の認定申請を受理した内閣総理大臣は、認定基準に適合すると判断されるときに認定を行います。その際、基本計画に記載されている事業等については、本マニュアルV. 1. に従って当該事業等を所管する関係行政機関の長の同意手続を経て、認定を行います。</p> <p>基本計画の作成段階から認定・変更等までの流れを、時系列に挙げると次のとおりとなります。</p>

	～前年度	認定を目指す年度	認定の翌年度～		～前年度	認定を目指す年度	認定の翌年度～
	①事前相談	②基本計画の作成 ③基本計画の認定申請 ④関係行政機関の長の同意手続き ⑤基本計画の認定	⑥認定基本計画の実施・評価 ⑦認定基本計画の変更等		①事前相談	②基本計画の作成 ③基本計画の認定申請 ④関係行政機関の長の同意手続き ⑤基本計画の認定	⑥認定基本計画の実施・評価 ⑦認定基本計画の変更等
P 2	1. 事前相談	(略)		P 2	1. 事前相談	(略)	
P 3	2. 基本計画の作成	<p>基本計画を作成しようとするときは、客観的現状分析、ニーズ分析、過去の取組（市町村独自の計画や直近の認定基本計画の実施状況等）に対する評価に基づく事業等の集中実施、様々な主体の巻き込み、各種事業等との連携・調整等を図る必要があります。特に、まちづくり会社や商工会・商工会議所のほか、地域住民や事業者、地権者等の多様な主体の参加・協力を得て地域ぐるみで取り組むことが重要です。</p> <p>_____協議会が組織されている場合は基本計画に定める事項について当該協議会の意見を聴取しなければなりません。協議会が組織されていない場合は、_____</p> <p>_____</p> <p>商工会又は商工会議所の意見を必ず聴取してください。</p> <p>(略)</p>		P 3	2. 基本計画の作成	<p>基本計画を作成しようとするときは、客観的現状分析、ニーズ分析、過去の取組（市町村独自の計画や直近の認定基本計画の実施状況等）に対する評価に基づく事業等の集中実施、様々な主体の巻き込み、各種事業等との連携・調整等を図る必要があります。特に、まちづくり会社や商工会・商工会議所のほか、地域住民や事業者、地権者等の様々な主体の参加・協力を得て地域ぐるみで取り組むことが重要です。</p> <p>なお、協議会が組織されている場合は基本計画に定める事項について当該協議会の意見を聴取しなければなりません。協議会が組織されていない場合は、中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項について、商工会又は商工会議所の意見を_____聴取してください。</p> <p>(略)</p>	
P 4	3. 基本計画の認定申請	(略)		P 4	3. 基本計画の認定申請	(略)	
P 4	4. 基本計画の認定	(略)		P 4	4. 基本計画の認定	(略)	
P 5	5. 認定の取消し	(略)		P 5	5. 認定の取消し	(略)	
P 5	6. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等	<p>(1)認定基本計画の進捗状況の把握</p> <p>(a)フォローアップの目的と実施時期</p> <p>認定市町村は、認定基本計画に記載された事業等の着実な実施を通じて、中心市街地の活性化が実現できるよう、フォローアップ（自己評価）を行ってください。</p> <p>フォローアップには、計画期間中に原則毎年度実施する「定期フォローアップ」と計画期間終了後に実施する「最終フォローアップ」があります。「定期フォローアップ」は、自己評価の結果から必要と認められる場合に事業等の追加・変更等の認定基本計画の見直しを行うことを主な目的としており、「最終フォローアップ」は、中心市街地活性化の取組に関する総合的な評価を目的としています。</p> <p>(略)</p>		P 5	6. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等	<p>(1)認定基本計画の進捗状況の把握</p> <p>(a)フォローアップの目的と実施時期</p> <p>認定市町村は、認定基本計画に記載された事業等の着実な実施を通じて、中心市街地の活性化が実現できるよう、フォローアップ（自己評価）を行ってください。</p> <p>フォローアップには、計画期間中に原則毎年度実施する「定期フォローアップ」と計画期間終了後に実施する「最終フォローアップ」があります。「定期フォローアップ」は、自己評価の結果から必要と認められる場合に事業等の追加・変更等の認定基本計画の見直しを行うことを主な目的としており、「最終フォローアップ」は、中心市街地活性化の取組に関する総合的な評価を目的としています。</p> <p>(略)</p>	
P 7	7. 認定基本計画の変更	(略)		P 7	7. 認定基本計画の変更	(略)	

<p>P 8 8. 新たな基本計画の作成について</p> <p>認定基本計画の期間が終了した後、引き続き中心市街地の活性化に取り組む場合には、新たな基本計画を作成した上で、改めて申請し認定を受けることが可能です。</p> <p>この場合であっても、<u>前回の</u>認定基本計画について直近のデータ等を用いるなどして取組全体の検証を行い、その結果を踏まえたものとするなどが求められます。</p> <p>また、新たな基本計画の認定においても、基本方針に定める認定基準を全て満たす必要があるとともに、前回の認定基本計画における取組の進捗状況や終了時点での中心市街地の概要等について綿密に分析を行った上で、新たな基本計画作成の必要性を明確化することが必要です（詳細については、本マニュアルⅡ. 及びⅢ. をご参照ください）。</p> <p>認定基本計画に引き続き新たな基本計画の開始を目指す場合は、遅くとも認定基本計画4年目の上半期を目途に<u>事務局まで</u>ご相談ください。</p>	<p>P 8 8. 新たな基本計画の作成について</p> <p>認定基本計画の期間が終了した後、引き続き中心市街地の活性化に取り組む場合には、新たな基本計画を作成した上で、改めて申請し認定を受けることが可能です。</p> <p>この場合であっても、<u> </u>認定基本計画について直近のデータ等を用いるなどして取組全体の検証を行い、その結果を踏まえたものとするなどが求められます。</p> <p>また、新たな基本計画の認定においても、基本方針に定める認定基準を全て満たす必要があるとともに、前回の認定基本計画における取組の進捗状況や終了時点での中心市街地の概要等について綿密に分析を行った上で、新たな基本計画作成の必要性を明確化することが必要です（詳細については、本マニュアルⅡ. 及びⅢ. をご参照ください）。</p> <p>認定基本計画に引き続き新たな基本計画の開始を目指す場合は、遅くとも認定基本計画4年目の上半期を目途に<u> </u>ご相談ください。</p>
<p>P 9 Ⅱ. 基本計画の認定基準</p> <p>(略)</p> <p>第2号基準 [当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること]</p> <p>基本計画が、以下の項目に則っているかどうかにより判断します。</p> <p>① 中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章から第8章までの事業等に関する事項が記載されていること。</p> <p>地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、新たな事業等について記載する必要はありません。</p> <p>② ①の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。</p> <p>市町村が計画する事業等については、本マニュアルⅥ. に示す支援措置について、関係府省庁間の枠を超えワンストップで各々の関連施策を総合的かつ一体的にワンパッケージで活用することにより、中心市街地の活性化が効果的に図られることが期待されます。</p> <p>これらの事業等により、計画期間内に中心市街地の活性化を実現するためには、個々の事業等の実施がどのように寄与するかについて具体的かつ合理的に説明されていること、及びそれらの事業等の実施が計画全体としてどのように寄与するかについて具体的かつ合理的に説明されていることが必要です。この点は、認定基準の中でも特に重要なポイントですので、詳細に記述することが求められます。</p> <p>上記①において、合理的な理由が記載されていれば新たな事業等の記載は求めないとしていますが、中心市街地活性化の基本的な考え方として法第1条にあるように「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進」することが基本計画作成の<u>前提であり</u>目的となっています。</p>	<p>P 9 Ⅱ. 基本計画の認定基準</p> <p>(略)</p> <p>第2号基準 [当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること]</p> <p>基本計画が、以下の項目に則っているかどうかにより判断します。</p> <p>① 中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章から第8章までの事業等に関する事項が記載されていること。</p> <p>地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、新たな事業等について記載する必要はありません。</p> <p>② ①の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。</p> <p>市町村が計画する事業等については、本マニュアルⅥ. に示す支援措置について、関係府省庁間の枠を超えワンストップで各々の関連施策を総合的かつ一体的にワンパッケージで活用することにより、中心市街地の活性化が効果的に図られることが期待されます。</p> <p>これらの事業等により、計画期間内に中心市街地の活性化を実現するためには、個々の事業等の実施がどのように寄与するかについて具体的かつ合理的に説明されていること、及びそれらの事業等の実施が計画全体としてどのように寄与するかについて具体的かつ合理的に説明されていることが必要です。この点は、認定基準の中でも特に重要なポイントですので、詳細に記述することが求められます。</p> <p>上記①において、合理的な理由が記載されていれば新たな事業等の記載は求めないとしていますが、中心市街地活性化の基本的な考え方として法第1条にあるように「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進」することが基本計画作成の<u> </u>目的となっています。</p>

で、事項そのものの記載は必要です。

該当する章の「事業の必要性」においては、現状分析を精緻に行った結果、当該章の事項が特に課題となっていない場合や、既事業において既に効果が現れている場合のほか、現計画期間内に対応しなければならぬ課題を最優先事項とし中長期的な取組と棲み分けを行う場合等には、以下の記載例を参考にしながら各章の事業の必要性について具体的に記載してください。

(記載例)

第4章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

(例1) 基盤整備事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等で活性化に資された実施事業を記載）については、都市機能の増進が一定程度図られていることから、本計画期間内では新たな事業等を行わない。

(例2) 基盤整備事業を中心市街地において実施する余地は残されているが、既存ストックの状況等を考慮すると、対応が可能なものは対応しているものの抜本的な対応が必要となっており、中長期的な取り組みとして対応を検討しているところである。したがって費用対効果の高い他の章の事業を優先的に対応することとしており、本章は本計画期間内では新たな事業等を行わない。

第5章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

(例1) 教育文化・医療・社会福祉施設（文化・市民ホール、図書館、病院、介護老人保健施設等で活性化に資された実施事業を記載）が多数集積しており、質の高い多様なサービスが既に提供されていることから、本計画期間内では新たな事業等を行わない。

(例2) 教育文化・医療・社会福祉施設の中心市街地への集積の余地は残されているが、既存ストックの状況等を考慮すると、対応が可能なものは対応しているものの抜本的な対応が必要となっており、中長期的な取り組みとして対応を検討しているところである。したがって費用対効果の高い他の章の事業を優先的に対応することとしており、本章は本計画期間内では新たな事業等を行わない。

第6章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

(例1) 住宅整備の竣工及び定住促進の展開（公共・民間住宅供給事業、まちなか定住促進事業等で活性化に資された実施事業を記載）の取組については、居住人口の維持・増加が可能であると見込まれることから、本計画期間内では新たな事業等を行わない。

(例2) 住宅整備の竣工及び定住促進の展開について、施策展開の余地は残されているが、既存ストックの状況等を考慮すると、対応が可能なものは対応しているものの抜本的な対応が必要となっており、中長期的な取り組みとして対応を検討しているところである。したがって費用対効果の高い他の章の事業を優先的に対応することとしており、本章は本計画期間内では新たな事業等を行わない。

第7章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

(例1) 商業の活性化のための事業等（商業施設整備、イベント開催等で活性化に資された実施事業を記載）については、経済活力の向上が一定程度図られていることから、本計画期間内

で、事項そのものの記載は必要です。

該当する章の「事業の必要性」において現状分析を精緻に行い、その結果、
事業が一定程度完了し既に効果が現れている場合
等には、以下の記載例を参考にしながら
具体的に記載してください。

(記載例)

第4章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

・基盤整備事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等で活性化に資された実施事業を記載）が中心市街地において完了し、都市機能の増進が十分図られていることから、
新たな事業等を必要としない。

(新設)

第5章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

・教育文化・医療・社会福祉施設（文化・市民ホール、図書館、病院、介護老人保健施設等で活性化に資された実施事業を記載）が多数集積しており、質の高い多様なサービスが既に提供され
新たな事業等を必要としない。

(新設)

第6章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

・住宅整備の竣工及び定住促進の展開（公共・民間住宅供給事業、まちなか定住促進事業等で活性化に資された実施事業を記載）の取組により、既存ストックの活用が可能で、居住人口の維持・増加が
見込まれることから、
新たな事業等を必要としない。

(新設)

第7章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

・商業の活性化のための事業等（商業施設整備、イベント開催等で活性化に資された実施事業を記載）に既に取り組み、経済活力の向上が
図られていることから、
新

<p style="text-align: center;"><u>【参考資料】</u></p> <p>P13 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 この項目は、基本方針の「第1章1. 中心市街地の活性化の意義」を踏まえ、以下の(1)～(3)について記載します。 <u>(削除)</u></p>	<p>P12 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 この項目は、基本方針の「第1章1. 中心市街地の活性化の意義」を踏まえ、以下の(1)～(6)について記載します。</p> <p><u>(1)地域の概況</u> <u>市町村要覧等を基に、地域の概要を記載してください。</u> ・市町村の位置、地勢・気候 ・市町村全体及び中心市街地の沿革（まちの成り立ち） ・市町村における中心市街地の歴史的・文化的役割</p> <p><u>(2)地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析</u> <u>EBPMの観点を踏まえ、地域の現状等に関する客観的な把握・分析の状況について、RESAS等による統計的なデータ等を基に、市町村全体と中心市街地を比較するように記載してください。なお、原則として直近のデータを使用することとし、その把握が困難な場合には代替手法について検討する必要があります（特に、国勢調査や経済センサス等の毎年調査を実施しないデータ）。</u> <u>地域の社会経済状況の現状や推移を把握・分析するための統計的なデータ等として考えられるものは以下のとおりです。</u></p> <p><u>①市町村全体、DID地区、中心市街地ごとに分けた人口動態等</u> ・面積 ・居住人口、自然増減、社会増減 ・年齢別人口 ・居住者の世帯状況（家族形態）・世代構成 ・中心市街地人口の市町村全体の人口に占める割合 ・DID人口密度 ・従業、通学の状況（昼間人口・夜間人口、移動の際の交通手段） ・歩行者通行量</p> <p><u>②経済活力関係</u> ○小売商業・対消費者サービス業・飲食業関係 <u>[当該中心市街地の商業集積にとってターゲットとして考えられる商圈]</u> ・地理的範囲 ・世代構成、世帯構造等 ・購買力 ・当該商圈内の小売商業・対消費者サービス業・飲食業の総売上高、総店舗数、延べ床面積、総従業員数 <u>[当該中心市街地の商業集積の状況]</u> ・小売販売額、飲食業・サービス業の売上額及び商圈におけるシェア ・店舗数、延べ床面積、従業員数及び商圈におけるシェア ・大規模小売店舗等の核店舗の状況及びその他の店舗業種構成 ・商圈における当該中心市街地商業集積の吸引状況（業種別、最寄り品、買い回り品別） ・空き店舗数・率、新規出店数</p>
---	--

- ・駐車場の数、収容台数及び稼働率
- [同じ商圈をめぐり競合する商業集積や大規模集客施設の状況]
- ・所在地（地図を使用して、中心市街地との距離及び位置関係がわかるよう図示されたもの）
- ・小売販売額、飲食業・サービス業売上額
- ・店舗面積
- ・大規模集客施設等の核店舗の状況及びその他の店舗の業種構成
- ・商圈における吸引状況（最寄り品、買い回り品別）
- ・駐車場の数及び収容台数
- 中心市街地に存在するその他の産業関係
 - ・中心市街地に存在する事業所数、従業者数
 - ・中心市街地に存在する観光資源、観光入込数
- 都市機能関係
 - [市町村内及び周辺の主要な公共機関、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、教育施設等の状況]
 - ・所在地（地図を使用して、中心市街地との距離及び位置関係がわかるよう図示されたもの）
 - ・施設の規模及び機能
 - ・利用者数等
 - ・今後の移転計画等が検討されている場合はその見通し
 - ・鉄道駅の乗降客数
 - ・バス路線の状況（区間ごとの運行本数、区間ごとの利用者数）
 - ・自動車保有状況、世代別・性別自動車免許保有状況
 - ・主要道路及び主要交差点の自動車通行量、歩行者通行量
 - ・中心市街地及びその他の市街地の地価、固定資産税課税額、店舗賃料、家賃の状況
 - ・空き地・空き家等の遊休資産の状況

上記①②における各項目について必ずしも網羅的に記載する必要はありません。中心市街地の要件（基本方針第3章1）及び後述の中心市街地の主要な課題、活用する支援施策等を念頭に置いて関連するデータを取捨選択してください。

ただし、中心市街地内の「居住人口」「小売販売額」「事業所数」「地価」については、認定後の効果検証において最も基礎的なデータとなることから、記載することが望まれます。

(3)地域住民のニーズ等の把握・分析

地域住民のニーズ等の客観的な把握及び分析においては、アンケートやパブリックコメント等の手法が挙げられます。

具体的な調査として考えられるものは、以下のとおりです。

- ①地域住民及び周辺住民を対象にした中心市街地の満足度やイメージ、来街頻度・目的に関する調査
- ②地域住民及び周辺住民を対象にした中心市街地の公共公益機能、商業機能の利用状況の調査
- ③地域住民を対象にした中心市街地の都市機能（公共公益機能、業種・業態別の商業機能等）へのニーズ調査

<p>(1)これまでの中心市街地活性化に関する取組（市町村独自の計画や直近の認定基本計画等）の検証 市町村独自の計画や直近の認定基本計画に基づく事業等をはじめとする中心市街地に関係する過去の取組に対する評価を行い、成果として考えられる点、反省すべき点が踏まえられているかについて記載してください。<u>その際、【参考資料】の項目の例として挙げられている「地域の概況」、「統計的なデータの把握・分析」、「地域住民のニーズ等の把握・分析」等の内容を、必要に応じて引用しつつ記載してください。</u> なお、直近の認定基本計画等の取組から新たな基本計画の認定を申請する時点までの期間が空いている場合には、その期間の中心市街地活性化に関する取組の評価等についても記載してください。</p> <p>(略)</p> <p>(2)中心市街地活性化の課題 <u>(1)これまでの中心市街地活性化に関する取組等を踏まえ、中心市街地の活性化に当たっての課題を整理してください。その際、【参考資料】の項目の例として挙げられている「地域の概況」、「統計的なデータの把握・分析」、「地域住民のニーズ等の把握・分析」等の内容を、必要に応じて引用しつつ記載してください。</u></p> <p>(3)中心市街地活性化の方針（基本的方向性）</p> <p>(略)</p>	<p><u>④当該中心市街地の商業集積がターゲットとして考えている商圏内の消費者 に対するニーズ調査</u> <u>⑤地域住民及び周辺住民を対象にした中心市街地への居住ニーズ調査</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>上記①～⑤における各項目について必ずしも網羅的に記載する必要はありません。後述の中心市街地の主要な課題、活用する支援施策等を念頭に置いて関連するデータを取捨選択してください。</u></p> </div> <p>(4)これまでの中心市街地活性化に関する取組（市町村独自の計画や直近の認定基本計画等）の検証 市町村独自の計画や直近の認定基本計画に基づく事業等をはじめとする中心市街地に関係する過去の取組に対する評価を行い、成果として考えられる点、反省すべき点が踏まえられているかについて記載してください。 _____ _____</p> <p>なお、直近の認定基本計画等の取組から新たな基本計画の認定を申請する時点までの期間が空いている場合には、その期間の中心市街地活性化に関する取組の評価等についても記載してください。</p> <p>(略)</p> <p>(5)中心市街地活性化の課題 <u>(1)～(4)の記載</u>を踏まえ、中心市街地の活性化に当たっての課題を整理してください。 _____ _____</p> <p>(6)中心市街地活性化の方針（基本的方向性）</p> <p>(略)</p>
<p>P14 2. 中心市街地の位置及び区域</p> <p>(略)</p> <p>(2)区域</p> <p>(略)</p> <p>(b)中心市街地の数 中心市街地は、それぞれの市町村の中心としての役割を果たしている市街地であり、各種施策の効果的かつ効率的な投資という観点から、中心市街地を設定しようとする場合、原則的に一市町村に一区域として設定することが望ましいです。 しかし、 _____ 社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点</p>	<p>P16 2. 中心市街地の位置及び区域</p> <p>(略)</p> <p>(2)区域</p> <p>(略)</p> <p>(b)中心市街地の数 中心市街地は、それぞれの市町村の中心としての役割を果たしている市街地であり、各種施策の効果的かつ効率的な投資という観点から、中心市街地を設定しようとする場合、原則的に一市町村に一区域として設定することが望ましいです。 しかし、 <u>市町村合併を含め、まちの歴史を通じて、</u> 社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点</p>

<p>地区が同一の市町村内に複数存在する場合があります。こうした市町村では、複数の拠点が相互に連携し、適切な役割分担を図りつつ、総合的かつ一体的に活性化を図ることが必要であることが考えられるため、地域の実情を十分に勘案した上で、複数の拠点を一体の区域とみなすことができます。</p> <hr/> <p>また、同一の市町村内にあっても、地域によって異なる機能や課題を持っているなど、地域の実情により中心市街地とすべき地域を複数設定したほうが適当である場合は、当該複数地域の役割分担を明確にしつつ、中心市街地ごとに別々の基本計画を作成することも可能です。</p> <p>当該市町村が周辺市町村と商業や医療等において密接に関連し、各々の中心市街地がこれらの機能を連携して活性化を図る場合は、市町村毎の事業及び措置を一体的に判断して認定手続を行うこととします。</p> <p>(c)中心市街地の規模の考え方</p> <p>中心市街地の区域は、<u>基本方針の第3章2(2)を踏まえ</u>、市町村ごとに諸機能の集積の実態を踏まえ設定しますが、その規模は前述にもあるように「歩いて暮らせる範囲」を勘案しつつ、「限られた政策資源の重点化」を図る規模としてください。</p> <p>中心市街地の活性化は、都市機能事業と商業機能事業が連携して図られるものであり、これら事業との関連性が認められない区域は、総合的に活性化の施策を展開する認定区域としての必要性に欠けます。</p> <hr/> <p>(略)</p>	<p>地区が同一の市町村内に複数存在する場合があります。こうした市町村では、複数の拠点が相互に連携し、適切な役割分担を図りつつ、総合的かつ一体的に活性化を図ることが必要であることが考えられるため、地域の実情を十分に勘案した上で、複数の拠点を一体の区域とみなすことができます。<u>特に、平成の市町村合併による地域においては、複数の区域など、実情に配慮した区域設定を可能とします。</u></p> <p>また、同一の市町村内にあっても、地域によって異なる機能や課題を持っているなど、地域の実情により中心市街地とすべき地域を複数設定したほうが適当である場合は、当該複数地域の役割分担を明確にしつつ、中心市街地ごとに別々の基本計画を作成することも可能です。</p> <p>当該市町村が周辺市町村と商業や医療等において密接に関連し、各々の中心市街地がこれらの機能を連携して活性化を図る場合は、市町村毎の事業及び措置を一体的に判断して認定手続を行うこととします。</p> <p>(c)中心市街地の規模の考え方</p> <p>中心市街地の区域は、<u>市町村ごとに諸機能の集積の実態を踏まえ</u>設定しますが、その規模は前述にもあるように「歩いて暮らせる範囲」を勘案しつつ、「限られた政策資源の重点化」を図る規模としてください。</p> <p>中心市街地の活性化は、都市機能事業と商業機能事業が連携して図られるものであり、これら事業との関連性が認められない区域は、総合的に活性化の施策を展開する認定区域としての必要性に欠けます。</p> <p><u>特に、前回の認定基本計画の期間終了後に新たな計画を作成する場合、目的が果たされているエリアについて施策を適用しないのであれば、活性化の重点投資を図る意味でも規模の見直しについて検討されるべきです。</u></p> <p>(略)</p>
<p>P18 3. 中心市街地の活性化の目標</p> <p>この項目は、基本方針の「第1章2. 中心市街地の活性化の目標」を踏まえ、以下の(1)～(4)について記載します。</p> <p>(1)中心市街地活性化の目標</p> <p>前述の1. (3)に示された中心市街地活性化の方針に合致した目標を設定してください。</p> <p>また、地域の実情、ニーズ、これまでの取組から導き出された基本的方向性との関係性について、実施される事業等も踏まえ記載してください。</p> <p>(略)</p> <p>(3)目標指標の設定の考え方</p> <p>(a)定量的な目標指標の設定</p> <p>目標の達成状況を的確に把握できるように、定量的な指標（目標指標）を設定してください。</p> <p>その際、絶対値の改善はもちろんのこと、一定地域内でのシェアの改善や過去の傾向と比較した変化率の改善等を採用することも考えられます。<u>このほか、社会情勢を鑑み、数値の改善のみにとらわれず、現状の数値の維持や、現状の数値の悪化率の抑制（人口減少率の抑制など）に主眼を置いた目</u></p>	<p>P19 3. 中心市街地の活性化の目標</p> <p>この項目は、基本方針の「第1章2. 中心市街地の活性化の目標」を踏まえ、以下の(1)～(4)について記載します。</p> <p>(1)中心市街地活性化の目標</p> <p>前述の1. (6)に示された中心市街地活性化の方針に合致した目標を設定してください。</p> <p>また、地域の実情、ニーズ、これまでの取組から導き出された基本的方向性との関係性について、実施される事業等も踏まえ記載してください。</p> <p>(略)</p> <p>(3)目標指標の設定の考え方</p> <p>(a)定量的な目標指標の設定</p> <p>目標の達成状況を的確に把握できるように、定量的な指標（目標指標）を設定してください。</p> <p>その際、絶対値の改善はもちろんのこと、一定地域内でのシェアの改善や過去の傾向と比較した変化率の改善等を採用することも考えられます。<u>市町村ごとに諸機能の集積の実態を踏まえ</u></p>

標設定も考えられます。

また、一つの目標に対して複数の目標指標を採用することや、重点的に活性化を図りたい区域に限って目標指標を採用することもできるものとします。

<目的に応じた目標指標の設定例>

(略)

(b)目標値の設定

基本計画の事業等の実施が全体として中心市街地の活性化の実現に寄与するものであり、後述の4.～8.の各事業等の効果との整合性を踏まえながら、目標値を合理的な手法で算定してください。

なお、合理的な手法の例として、各事業効果値の積み上げによる設定方式と、トレンド等による積み上げに基づかない設定方式が考えられます。

積み上げによる設定方式は、空き店舗数や空き店舗率、新規出店数等といった比較的数値の小さい指標に有効と考えられ、また、積み上げに基づかない設定方式は複合的な要因に起因する歩行者通行量、居住人口、公共公益施設利用者数等といった比較的数値の大きい指標に有効と考えられます。

あくまでも、上記の2つの設定方式は一例であって、各市町村独自のその他の設定方式を妨げるものではありません。

(削除)

○積み上げによる設定方式の例

<目標値設定の記載例：目標値が「新規出店数」の場合>

<目標値設定の記載例：目標値が「新規出店数」の場合>

目標指標	基準値 (令和4年)	①推計値 (令和9年)	②事業による 増加数	③目標値 (令和9年)
新規出店数(年間)	10件	8件	6件	14件

また、一つの目標に対して複数の目標指標を採用することや、重点的に活性化を図りたい区域に限って目標指標を採用することもできるものとします。

<目的に応じた目標指標の設定例>

(略)

(b)目標値の設定

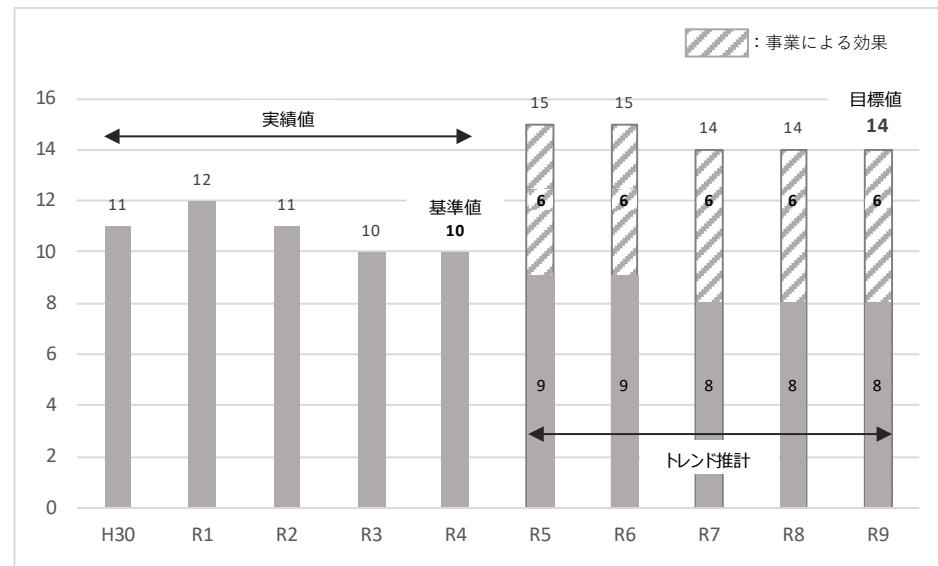
基本計画の事業等の実施が全体として中心市街地の活性化の実現に寄与するものであり、後述の4.～8.の各事業等の効果との整合性を踏まえながら、目標値を合理的な手法で算定してください。

目標値の設定をより高い精度のものとするためにも、個々の事業効果について根拠や考え方をデータに基づいて示すとともに、社会経済情勢等の変化も考慮し、基準値(計画期間が始まる前の目標指標の状況を示す値)に目標指標のトレンドを加味した上で設定してください。

<目標値設定の記載例：目標値が「新規出店数」の場合>

<目標値設定の記載例：目標値が「新規出店数」の場合>

目標指標	基準値 (令和4年)	①推計値 (令和9年)	②事業による 増加数	③目標値 (令和9年)
新規出店数(年間)	10件	8件	6件	14件



① 目標年度の推計値（事業を実施しなかった場合）

直近5年間の実績値に基づくトレンド推計

⇒8件を推計値とする。

② 事業による効果

ア 市街地再開発事業による効果

令和6年6月に市街地再開発事業により商業施設に〇〇件の店舗が整備されることから、△△件の新規出店が見込まれる。

イ 空き店舗改修支援事業による効果

令和5年度から実施する空き店舗改修支援事業について、毎年〇〇件の利用が見込まれることから、5年間で△△件の新規出店が見込まれる。

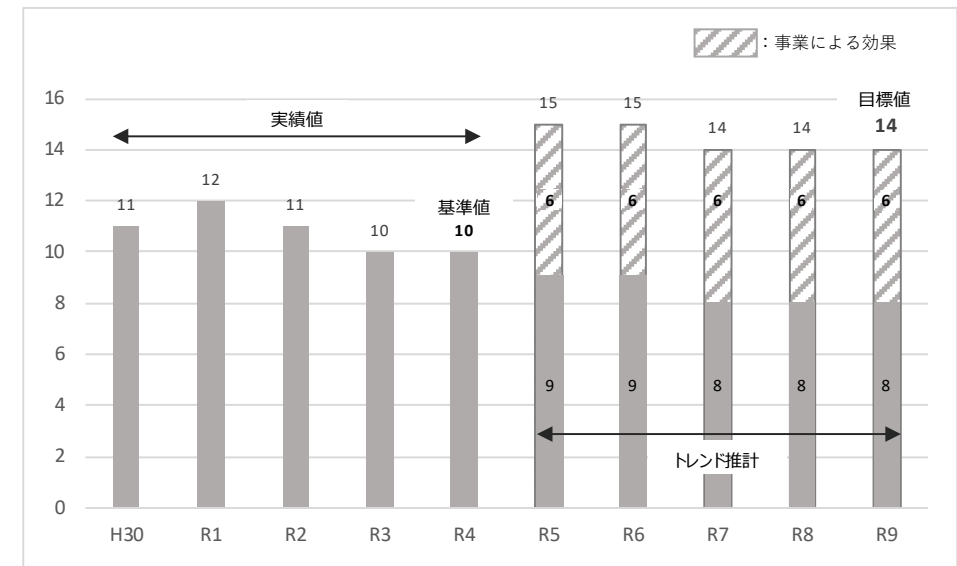
ウ 創業支援事業による効果

令和3年8月に創業支援センターを開設し、創業相談の実施、創業塾の開催、空き店舗の情報提供等により、毎年〇〇件の出店が見込まれることから、5年間で△△件の新規出店が見込まれる。

エ 事業効果の重複

ウ「創業支援事業」についてはア・イの事業においても活用されることが考えられる。ウによる新規出店のうち□□件について、ア・イによる新規出店と重複するものと見込まれる。

※各事業の効果は、(なぜ〇〇、△△になるのか) 算出根拠となる計算式等を記載することで、より具体性を増した見込みになると考えられます。



① 目標年度の推計値（事業を実施しなかった場合）

直近5年間の実績値に基づくトレンド推計

⇒8件を推計値とする。

② 事業による効果

ア 市街地再開発事業による効果

令和6年6月に市街地再開発事業により商業施設に〇〇件の店舗が整備されることから、△△件の新規出店が見込まれる。

(なぜ〇〇、△△になるのか) 算出根拠となる計算式等を記載

イ 空き店舗改修支援事業による効果

令和5年度から実施する空き店舗改修支援事業について、毎年〇〇件の利用が見込まれることから、5年間で△△件の新規出店が見込まれる。

(なぜ〇〇、△△になるのか) 算出根拠となる計算式等を記載

ウ 創業支援事業による効果

令和3年8月に創業支援センターを開設し、創業相談の実施、創業塾の開催、空き店舗の情報提供等により、毎年〇〇件の出店が見込まれることから、5年間で△△件の新規出店が見込まれる。

(なぜ〇〇、△△になるのか) 算出根拠となる計算式等を記載

エ 事業効果の重複

ウ「創業支援事業」についてはア・イの事業においても活用されることが考えられる。ウによる新規出店のうち□□件について、ア・イによる新規出店と重複するものと見込まれる。

(新設)

ア+イ+ウ-エ=6件
⇒6件の増加が見込まれる。

③ 「①目標値の推計値8件」+「②事業による効果6件」=14件
⇒目標値を14件とする。

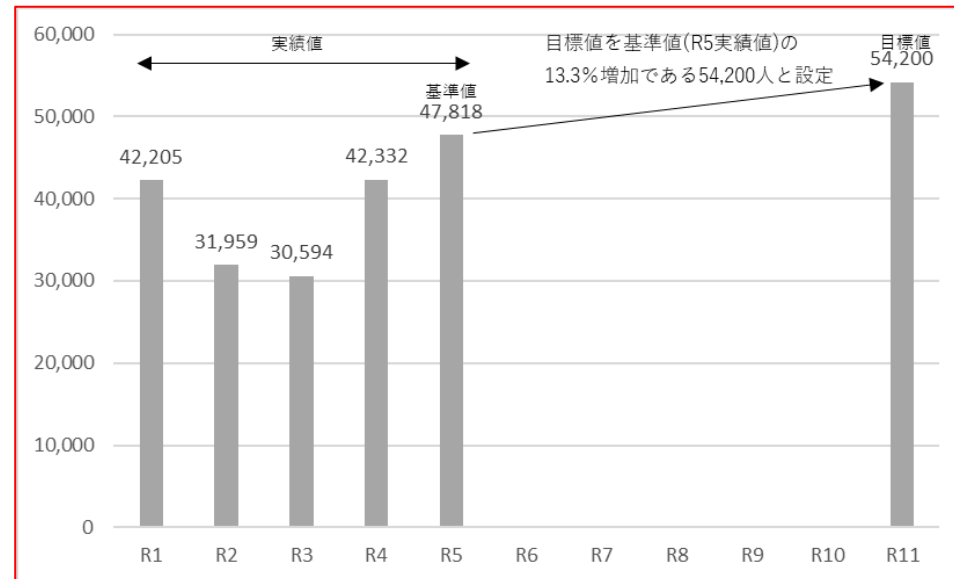
ア+イ+ウ-エ=6件
⇒6件の増加が見込まれる。

③ 「①目標値の推計値8件」+「②事業による効果6件」=14件
⇒目標値を14件とする。

○積み上げに基づかない設定方式の例

＜目標値設定の記載例：目標値が「公共公益施設利用者数」の場合＞

目標指標	①基準値 (令和5年)	②目標値 (令和11年)	③関連する 各事業
公共公益施設利用者数(年間)	47,818人	54,200人	



①R5年の実績値より⇒基準値を47,818人とする。

②R元年からR5年まで5カ年の増加率=13.3%

同様の増加率を目指し、基準値13.3%増⇒目標値を54,200人とする。

③ 関連する各事業

ア 施設改築事業による効果

令和7年6月から着工する施設改築事業について、施設の機能を拡充することによって、さらなる利用者数増加に寄与する。

イ 遊歩道整備事業による効果

令和8年7月から着工する施設前の遊歩道整備事業について、市民が気軽に散策することのできる空間を創出することにより中心市街地の回遊を促進し、施設利用者数の増加に寄与する。

(新設)

ウ イベント開催支援事業による効果

イベントの主催者への支援策を講じ、イベント開催数を増加させることにより、市民の中心市街地への来街を促進し、施設利用者数の増加に寄与する。

エ レンタサイクル事業による効果

前期計画から実施しているレンタサイクル事業を継続して実施し、中心市街地内のアクセシビリティ向上を図ることにより中心市街地内の回遊を促し、施設利用者数の増加に寄与する。

※積算に基づかない設定方式は、上記のようなこれまでの増加率（トレンド）による設定方式のほか、総合計画等の上位計画の目標値を参照して設定する方法等が考えられます。

マニュアルに記載された方法だけにとらわれず、柔軟に目標値を設定してください。

<目標指標・目標値の設定に当たっての留意事項>

(略)

(c)参考指標の設定

(略)

(削除)

<目標指標・目標値の設定に当たっての留意事項>

(略)

(c)参考指標の設定

(略)

(4)フォローアップの方針

目標指標ごとに測定の時期、分析の方法について記載してください。参考指標についても同様です。分析の方法については、その指標に関連する基礎的なデータとして、どのようなデータを取り上げ、どう分析するかをできるだけ具体的に示すことが望まれます。

<フォローアップの方針の記載例：目標値が「新規出店数」の場合>

【フォローアップの時期等】

・本計画記載の空き店舗改修支援事業、創業支援制度を活用して開業した店舗のほか、毎年〇月に実施している営業店舗数・空き店舗数調査の結果を照らし合わせることで、毎年新規出店数を把握する。
併せて、各事業の進捗や目標値の達成状況についてのフォローアップを翌年度の4月～5月に行う。

【フォローアップの方法】

・事業の進捗状況の評価から、実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析・評価を行う。
・目標値の設定に用いた各事業における計測値を元に、目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果とすることで、実績値と比較検証

			<p>する。</p> <p><u>【事業ごとの計測値（直接効果）】</u></p> <table border="1" data-bbox="1676 273 2745 457"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>計測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 市街地再開発事業</td> <td>完成する複合施設への出店数</td> </tr> <tr> <td>2. 空き店舗改修支援事業</td> <td>事業利用者数</td> </tr> <tr> <td>3. 創業支援事業</td> <td>創業相談窓口利用者数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「創業支援事業」は、「市街地再開発事業」「空き店舗改修支援事業」における新規出店者についても活用されることが考えられ、直接効果による新規出店数はそれぞれの新規出店数と重複するものが見込まれる。そのため、各事業による計算上の効果を図る際にはその影響を加味する。</p> <p><u>【フォローアップに基づく対応】</u></p> <p>・毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、定期的に中心市街地活性化協議会に報告を行う。さらに、必要に応じて、事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。</p> <p><u><目標指標の測定に関する留意事項></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画に記載した方法に従って測定することとし、調査地点や調査期間、集計方法等の測定方法について、基準値と実績値が同一の方法で測定されるようにしてください。 ・国勢調査や経済センサス、商業統計等については、計測頻度が毎年ではないこと、また、調査から公表まで時間がかかることから、毎年のフォローアップが困難となります。これを補完する方法としては、住民基本台帳等の他のデータを活用することや、中心市街地に限定した独自調査を実施することなどが考えられます。 ・事業実施により効果が得られる時期と目標指標の測定時期の整合性に留意してください。 ・歩行者通行量等の限定された日時で測定するような目標指標については、天候やイベントの有無に左右されるため、複数日に測定して平均値を算出することや予備日の設定など、毎年同じ条件下で測定されるようにしてください。 ・小売販売額等について、大型商業施設等の限られた施設へのアンケート等により当該施設の販売額等を把握し、中心市街地内の小売販売額等を推計する方法は、当該施設に閉店等の事態が生じた場合に推計できなくなるおそれがあるので注意が必要です。 	事業名	計測値	1. 市街地再開発事業	完成する複合施設への出店数	2. 空き店舗改修支援事業	事業利用者数	3. 創業支援事業	創業相談窓口利用者数
事業名	計測値										
1. 市街地再開発事業	完成する複合施設への出店数										
2. 空き店舗改修支援事業	事業利用者数										
3. 創業支援事業	創業相談窓口利用者数										
P24	4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項（略）	P25	4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項（略）								
P25	5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項（略）	P26	5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項（略）								
P25	6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項（略）	P27	6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項（略）								

<p>※1「三大都市圏」とは、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に定められた既成市街地、近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に定められた既成都市区域、近郊整備区域及び中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）に定められた都市整備区域のことをいう。</p> <p>※2「大規模集客施設」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二(か)項に掲げる建築物をいう。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3)都市機能の集積のための事業等</u> 前述の4.～8.に記載した事業等のうち、都市機能の集積に資すると考えられる事業等について再掲してください。</p> <p><u>(4)その他の事項（任意記載項目）</u> 本項目は必要に応じて、都市機能の集積の促進を図るための措置の補足について記載することができます。 補足の例として、以下の内容が考えられます。 <u>○都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等</u> <u>都市機能の集積という観点から、以下の事項を必要に応じて記載してください。</u> ・<u>中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況（敷地面積、延べ床面積、経過年数、利用状況等）</u> ・<u>申請市町村内の庁舎等の行政機関、病院や学校等の都市福祉施設の立地状況及びそれらの移転計画がある場合は、その状況</u> ・<u>申請市町村及びその周辺の大規模集客施設の立地状況及び設置計画がある場合は、その状況</u> また、<u>居住や都市機能の誘導・集約の取組効果を減殺し、コンパクトなまちづくりの実現に大きな障害となり得る都市のスポンジ化にも適切な対策を講じる必要があることから、こうした観点から、空き地等の適正管理や有効活用、発生の抑制等に向けた取組方針等の記載も考えられます。</u></p> <p>P32 11. その他中心市街地の活性化に資する事項 この項目は、基本方針の「第12章 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項」を踏まえ、以下<u> </u>について記載します。 <u>(削除)</u></p>	<p>※1「三大都市圏」とは、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に定められた既成市街地、近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に定められた既成都市区域、近郊整備区域及び中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）に定められた都市整備区域のことをいう。</p> <p>※2「大規模集客施設」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二(か)項に掲げる建築物をいう。</p> <p><u>(3)都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等</u> <u>都市機能の集積という観点から認定の際に確認を行うため、以下の事項について記載してください。</u> <u>① 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況（敷地面積、延べ床面積、経過年数、利用状況等）</u> <u>② 申請市町村内の庁舎等の行政機関、病院や学校等の都市福祉施設の立地状況及びそれらの移転計画がある場合は、その状況</u> <u>③ 申請市町村及びその周辺の大規模集客施設の立地状況及び設置計画がある場合は、その状況</u> また、<u>居住や都市機能の誘導・集約の取組効果を減殺し、コンパクトなまちづくりの実現に大きな障害となり得る都市のスポンジ化にも適切な対策を講じる必要があることから、こうした観点から、空き地等の適正管理や有効活用、発生の抑制等に向けた取組方針等についても記載してください。</u></p> <p><u>(4)都市機能の集積のための事業等</u> 前述の4.～8.に記載した事業等のうち、都市機能の集積に資すると考えられる事業等について再掲してください。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>P33 11. その他中心市街地の活性化に資する事項 この項目は、基本方針の「第12章 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項」を踏まえ、以下<u>①～③</u>について記載します。 <u>(1)基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項</u> <u>基本計画に掲げる事業等が、実践的・試行的な活動に裏打ちされるなど、厳選されたものであることに関する説明を記載してください。例えば、以下に該当する場合には、その内容を記載してください。</u> <u>① 当該個別事業等に関連した実践的・試行的な活動をこれまでに行ったことがある場合には、その活</u></p>
---	--

<p><u>(1)都市計画等との調和</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(2)その他の事項 (任意記載項目)</u> <u>本項目は必要に応じて、その他中心市街地の活性化に資する事項の補足を記載することができます。</u> <u>補足の例として、以下の内容が考えられます。</u></p> <p><u>(a)基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項</u> <u>基本計画に掲げる事業等が、実践的・試行的な活動に裏打ちされるなど、厳選されたものであれば、その説明を必要に応じて記載してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該個別事業等に関連した実践的・試行的な活動をこれまでに行ったことがある場合には、その活動の内容や結果等</u> ・ <u>実行可能性についての調査を行ったことがある場合には、その内容や結果等</u> <p><u>また、その他に留意した点や創意工夫した点があれば、記載してください。</u></p> <p><u>(b)環境・エネルギー等への配慮</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(c)国の地域活性化施策との連携</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(d)都道府県との連携</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(e)法令の遵守</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>【参考資料】 <u>この項目は任意記載として、認定申請を行う市町村の基礎的なデータ等を記載することができます。</u> <u>下記に挙げる項目は、あくまで一例として挙げる項目群であり、これまでの各章の内容を補足するため</u></p>	<p><u>動の内容や結果等</u></p> <p><u>② 実行可能性についての調査を行ったことがある場合には、その内容や結果等</u> <u>また、その他に留意した点や創意工夫した点があれば、記載することができます。</u></p> <p><u>(2)都市計画等との調和</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(3)その他の事項</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p><u>(a)環境・エネルギー等への配慮</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(b)国の地域活性化施策との連携</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(c)都道府県との連携</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(d)法令の遵守</u></p> <p>(略)</p> <p>P35 <u>12. 認定基準に適合していることの説明</u> <u>ここには、3つの認定基準をさらに区分した項目ごとに、認定基準に適合していることの説明を、確認する意味で記載します。記載の仕方は、既述の内容の引用や記載場所の指示等で構いません。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--

の項目として、各市町村において、必要に応じて取捨選択の上、記載してください。

なお、下記の項目は、基本計画の説明に厚みを持たせるものとして、本文の記載に用いることも可能です。

(1)地域の概況

- ・市町村の位置、地勢・気候
- ・市町村全体及び中心市街地の沿革（まちの成り立ち）
- ・市町村における中心市街地の歴史的・文化的役割

(2)地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

①市町村全体、DID 地区、中心市街地ごとに分けた人口動態等

- ・面積
- ・居住人口、自然増減、社会増減
- ・年齢別人口
- ・居住者の世帯状況（家族形態）・世代構成
- ・中心市街地人口の市町村全体の人口に占める割合
- ・DID 人口密度
- ・従業、通学の状況（昼間人口・夜間人口、移動の際の交通手段）
- ・歩行者通行量

②経済活力関係

○小売商業・対消費者サービス業・飲食業関係

[当該中心市街地の商業集積にとってターゲットとして考えられる商圏]

- ・地理的範囲
- ・世代構成、世帯構造等
- ・購買力
- ・当該商圏内の小売商業・対消費者サービス業・飲食業の総売上高、総店舗数、延べ床面積、総従業員数

[当該中心市街地の商業集積の状況]

- ・小売販売額、飲食業・サービス業の売上額及び商圏におけるシェア
- ・店舗数、延べ床面積、従業員数及び商圏におけるシェア
- ・大規模小売店舗等の核店舗の状況及びその他の店舗業種構成
- ・商圏における当該中心市街地商業集積の吸引状況（業種別、最寄り品、買い回り品別）
- ・空き店舗数・率、新規出店数
- ・駐車場の数、収容台数及び稼働率

[同じ商圏をめぐり競合する商業集積や大規模集客施設の状況]

- ・所在地（地図を使用して、中心市街地との距離及び位置関係がわかるよう図示されたもの）
- ・小売販売額、飲食業・サービス業売上額
- ・店舗面積
- ・大規模集客施設等の核店舗の状況及びその他の店舗の業種構成
- ・商圏における吸引状況（最寄り品、買い回り品別）
- ・駐車場の数及び収容台数

<p>P36 IV. 認定申請手続 (略)</p> <p>P40 V. 認定と連携した支援措置等に関する解説等 (略)</p> <p>P43 VI. 基本計画の認定と連携した支援措置等</p> <p>P43 1. 支援措置一覧</p> <p>※ 国の支援措置を受ける場合は、内閣府地方創生推進事務局ホームページの中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルのページにあります「個別事業（４章～８章）の記載例」を参考に支援内容を記載して下さい。 (URL:http://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/ninteisinsei_manual.html)</p>	<p>P35 IV. 認定申請手続 (略)</p> <p>P40 V. 認定と連携した支援措置等に関する解説等 (略)</p> <p>P43 VI. 基本計画の認定と連携した支援措置等</p> <p>P43 1. 支援措置一覧</p> <p>※ 国の支援措置を受ける場合は、内閣府地方創生推進事務局ホームページの中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルのページにあります「個別事業（４章～８章）の記載例」を参考に支援内容を記載して下さい。 (URL:http://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/ninteisinsei_manual.html)</p>

(1) 法に定める特別の措置

	支援措置名	所管府省庁	対応章	ページ
1	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）	国土交通省	4, 5, 6	49
2	路外駐車場についての都市公園の占用の特例（法第17条）	国土交通省	4	50
3	中心市街地公共空地等の設置及び管理（法第18条、第19条）	国土交通省	4	51
4	中心市街地共同住宅供給事業（法第22条～第34条）	国土交通省	6	52
5	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例（法第35条）	国土交通省	6	53
6	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）（法第37条・第38条）	経済産業省	7	54
7	民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定（法第42条）	経済産業省	7	55
8	独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務（法第44条）	経済産業省	7	56
9	中小企業投資育成株式会社法の特例（法第45条）	経済産業省	7	57
10	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第7項、第48条）	経済産業省	7	58
11	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第8項、第48条）	経済産業省	7	60
12	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（法第7条第12項、第50条）	経済産業省	7	61
13	独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度（法第52条第2項）	経済産業省	7	64
14	中小企業信用保険法の特例（法第53条）	経済産業省	7	65
15	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例（法第58条）	経済産業省	7	66
	<u>(18へ移設)</u>			
<u>16</u>	共通乗車船券（法第40条）	国土交通省	8	<u>67</u>
<u>17</u>	道路の占用の特例（法第41条）	国土交通省	8	<u>68</u>
<u>18</u>	<u>都市型新事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第10項第1号、第48条）</u>	経済産業省	<u>8</u>	<u>69</u>
19	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第10項第2号、第54条、第55条）	農林水産省	8	71
20	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第10項第3号、第56条）	国土交通省	8	73

(1) 法に定める特別の措置

	支援措置名	所管府省庁	対応章	ページ
1	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）	国土交通省	4, 5, 6	49
2	路外駐車場についての都市公園の占用の特例（法第17条）	国土交通省	4	50
3	中心市街地公共空地等の設置及び管理（法第18条、第19条）	国土交通省	4	51
4	中心市街地共同住宅供給事業（法第22条～第34条）	国土交通省	6	52
5	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例（法第35条）	国土交通省	6	53
6	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）（法第37条・第38条）	経済産業省	7	54
7	民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定（法第42条）	経済産業省	7	55
8	独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務（法第44条）	経済産業省	7	56
9	中小企業投資育成株式会社法の特例（法第45条）	経済産業省	7	57
10	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第7項、第48条）	経済産業省	7	58
11	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第8項、第48条）	経済産業省	7	60
12	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（法第7条第12項、第50条）	経済産業省	7	61
13	独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度（法第52条第2項）	経済産業省	7	64
14	中小企業信用保険法の特例（法第53条）	経済産業省	7	65
15	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例（法第58条）	経済産業省	7	66
<u>16</u>	<u>都市型新事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第10項第1号、第48条）</u>	経済産業省	<u>8</u>	<u>67</u>
<u>17</u>	共通乗車船券（法第40条）	国土交通省	8	<u>69</u>
<u>18</u>	道路の占用の特例（法第41条）	国土交通省	8	<u>70</u>
	<u>(16より移設)</u>			
19	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第10項第2号、第54条、第55条）	農林水産省	8	71
20	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第10項第3号、第56条）	国土交通省	8	73

21	貨物運送効率化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第10項第4号、第57条)	国土交通省	8	75
----	---	-------	---	----

(2) 認定と連携した支援措置

①認定と連携した特例措置

	支援措置名	所管府省庁	対応章	ページ
1	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	4, 5, 6, 7, 8	77
2	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	4, 5, 6, 7, 8	79
3	都市開発資金(用地先行取得資金(中心市街地活性化促進用地))	国土交通省	4	80
4	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) 防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生事業)	国土交通省	5	81
5	中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))	経済産業省	7	82
6	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	経済産業省	7	83
	<u>(削除)</u>			

②認定と連携した重点的な支援措置

	支援措置名	所管府省庁	対応章	ページ
1	社会資本整備総合交付金(住宅市街地基盤整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地基盤整備事業)	国土交通省	4, 6	<u>84</u>
2	社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 防災・安全交付金(優良建築物等整備事業)	国土交通省	4, 6	<u>85</u>
3	社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地総合整備事業)	国土交通省	4, 6	<u>86</u>
4	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業)	国土交通省	4, 6	<u>87</u>
5	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 防災・安全交付金(街なみ環境整備事業)	国土交通省	4, 6	<u>88</u>
	<u>(支援措置(3) 19へ移設)</u>			
<u>6</u>	社会資本整備総合交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業) 防災・安全交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業)	国土交通省	4	<u>89</u>
<u>7</u>	社会資本整備総合交付金(港湾事業)	国土交通省	4	<u>90</u>

21	貨物運送効率化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第10項第4号、第57条)	国土交通省	8	75
----	---	-------	---	----

(2) 認定と連携した支援措置

①認定と連携した特例措置

	支援措置名	所管府省庁	対応章	ページ
1	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	4, 5, 6, 7, 8	77
2	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	4, 5, 6, 7, 8	79
3	都市開発資金(用地先行取得資金(中心市街地活性化促進用地))	国土交通省	4	80
4	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) 防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生事業)	国土交通省	5	81
5	中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))	経済産業省	7	82
6	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	経済産業省	7	83
<u>7</u>	<u>特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減</u>	<u>経済産業省</u>	<u>7</u>	<u>84</u>

②認定と連携した重点的な支援措置

	支援措置名	所管府省庁	対応章	ページ
1	社会資本整備総合交付金(住宅市街地基盤整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地基盤整備事業)	国土交通省	4, 6	<u>85</u>
2	社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 防災・安全交付金(優良建築物等整備事業)	国土交通省	4, 6	<u>86</u>
3	社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地総合整備事業)	国土交通省	4, 6	<u>87</u>
4	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業)	国土交通省	4, 6	<u>88</u>
5	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 防災・安全交付金(街なみ環境整備事業)	国土交通省	4, 6	<u>89</u>
<u>6</u>	<u>社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業)</u>	<u>国土交通省</u>	<u>4</u>	<u>89</u>
<u>7</u>	社会資本整備総合交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業) 防災・安全交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業)	国土交通省	4	<u>90</u>
<u>8</u>	社会資本整備総合交付金(港湾事業)	国土交通省	4	<u>91</u>

	防災・安全交付金（港湾事業）			
<u>8</u>	社会資本整備総合交付金（河川事業） 防災・安全交付金（河川事業）	国土交通省	4	<u>91</u>
<u>9</u>	社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業） 防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）	国土交通省	4	<u>92</u>
<u>10</u>	社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業） 防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）	国土交通省	4	<u>93</u>
<u>11</u>	デジタル田園都市国家構想交付金	内閣府	4, 5, 6, 7, 8	<u>94</u>
	<u>（支援措置（3）33へ移設）</u>			
	<u>（支援措置（3）34へ移設）</u>			
	<u>（削除）</u>			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

※以下の記載は例示です。基本計画に記載する事業で、かつ国の支援措置を活用する場合は、例示にない場合でも当該支援措置名を記載ください。

	支援措置名	所管府省庁	対応章	ページ
1	都市構造再編集中支援事業	国土交通省	4, 5, 6, 7, 8	<u>96</u>
2	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 防災・安全交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	4, 5, 6, 7, 8	<u>97</u>
3	空き家対策総合支援事業	国土交通省	4, 6	<u>98</u>
4	まちなかウォークアブル推進事業	国土交通省	4, 7, 8	<u>99</u>
5	社会資本整備総合交付金（道路事業） 防災・安全交付金（道路事業） 連続立体交差事業、無電柱化推進計画事業 等	国土交通省	4, 8	<u>100</u>
6	社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）	国土交通省	4, 8	<u>101</u>
7	都市・地域交通戦略推進事業	国土交通省	4, 8	<u>102</u>
8	社会資本整備総合交付金（河川事業） 防災・安全交付金（河川事業）	国土交通省	4	<u>102</u>
9	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	国土交通省	4	<u>103</u>
10	都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）	国土交通省	4	<u>103</u>
11	農村集落基盤再編・整備事業	農林水産省	4	<u>104</u>
12	地域用水環境整備事業	農林水産省	4	<u>104</u>
13	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	文部科学省	4	<u>105</u>
14	伝統的建造物群基盤強化	文部科学省	4	<u>105</u>
15	「低未利用土地権利設定等促進計画」制度	国土交通省	4	<u>106</u>

	防災・安全交付金（港湾事業）			
<u>9</u>	社会資本整備総合交付金（河川事業） 防災・安全交付金（河川事業）	国土交通省	4	<u>92</u>
<u>10</u>	社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業） 防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）	国土交通省	4	<u>93</u>
<u>11</u>	社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業） 防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）	国土交通省	4	<u>94</u>
<u>12</u>	デジタル田園都市国家構想交付金	内閣府	4, 5, 6, 7, 8	<u>95</u>
<u>13</u>	<u>中心市街地経済活性化診断・サポート事業</u>	<u>経済産業省</u>	<u>7</u>	<u>96</u>
<u>14</u>	<u>中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業</u>	<u>経済産業省</u>	<u>7</u>	<u>96</u>
<u>15</u>	<u>地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業（地域商業機能複合化推進事業）</u>	<u>経済産業省</u>	<u>7</u>	<u>97</u>

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

※以下の記載は例示です。基本計画に記載する事業で、かつ国の支援措置を活用する場合は、例示にない場合でも当該支援措置名を記載ください。

	支援措置名	所管府省庁	対応章	ページ
1	都市構造再編集中支援事業	国土交通省	4, 5, 6, 7, 8	<u>99</u>
2	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 防災・安全交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	4, 5, 6, 7, 8	<u>100</u>
3	空き家対策総合支援事業	国土交通省	4, 6	<u>101</u>
4	まちなかウォークアブル推進事業	国土交通省	4, 7, 8	<u>102</u>
5	社会資本整備総合交付金（道路事業） 防災・安全交付金（道路事業） 連続立体交差事業、無電柱化推進計画事業 等	国土交通省	4, 8	<u>105</u>
6	社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）	国土交通省	4, 8	<u>104</u>
7	都市・地域交通戦略推進事業	国土交通省	4, 8	<u>105</u>
8	社会資本整備総合交付金（河川事業） 防災・安全交付金（河川事業）	国土交通省	4	<u>105</u>
9	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	国土交通省	4	<u>106</u>
10	都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）	国土交通省	4	<u>106</u>
11	農村集落基盤再編・整備事業	農林水産省	4	<u>107</u>
12	地域用水環境整備事業	農林水産省	4	<u>107</u>
13	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	文部科学省	4	<u>108</u>
14	伝統的建造物群基盤強化	文部科学省	4	<u>108</u>
15	「低未利用土地権利設定等促進計画」制度	国土交通省	4	<u>109</u>

16	「立地誘導促進施設協定」制度	国土交通省	4	106
17	社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業） 防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）	国土交通省	4	107
18	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 防災・安全交付金（市街地再開発事業等）	国土交通省	4	107
19	社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業） 防災・安全交付金（都市公園・緑地等事業）	国土交通省	4	107
20	医療提供体制施設整備交付金	厚生労働省	5	108
21	社会福祉施設等施設整備費補助金	厚生労働省	5	108
22	就学前教育・保育施設整備交付金	こども家庭庁	5	109
23	保育対策総合支援事業費補助金	こども家庭庁	5	109
24	公立文教施設の整備	文部科学省	5	109
25	地域支援事業交付金 等	厚生労働省	6	110
26	地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）	こども家庭庁	6	110
27	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売業者 等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸 付（企業活力強化資金））	経済産業省	7	111
28	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立 地法特例区域）	経済産業省	7	112
29	食品流通拠点施設整備事業	農林水産省	7	112
30	地域少子化対策重点推進交付金	こども家庭庁	7	113
31	地域再生エリアマネジメント負担金制度	内閣府	7	113
32	商店街活性化促進事業計画に基づく措置	内閣府	7	114
33	中心市街地・商店街等診断・サポート事業	経済産業省	7	114
34	中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業	経済産業省	7	115
35	中心市街地活性化協議会運営支援事業	経済産業省	7	116
36	鉄道駅総合改善事業費補助	国土交通省	8	117
37	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持 事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共 交通調査等事業）	国土交通省	8	117
38	鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）	国土交通省	8	117
39	地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費 補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道 等活性化事業費補助）	国土交通省	8	118
40	都市鉄道利便増進事業費補助	国土交通省	8	118
41	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	国土交通省	8	119
42	官民連携まちなか再生推進事業	国土交通省	8	119

P47 2. 支援措置内容 (略)

16	「立地誘導促進施設協定」制度	国土交通省	4	109
17	社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業） 防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）	国土交通省	4	110
18	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 防災・安全交付金（市街地再開発事業等）	国土交通省	4	110
	(支援措置(2)② 6より移設)			
19	医療提供体制施設整備交付金	厚生労働省	5	111
20	社会福祉施設等施設整備費補助金	厚生労働省	5	111
21	就学前教育・保育施設整備交付金	こども家庭庁	5	112
22	保育対策総合支援事業費補助金	こども家庭庁	5	112
23	公立文教施設の整備	文部科学省	5	112
24	地域支援事業交付金 等	厚生労働省	6	113
25	地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）	こども家庭庁	6	113
26	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売業者 等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸 付（企業活力強化資金））	経済産業省	7	114
27	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立 地法特例区域）	経済産業省	7	115
28	食品流通拠点施設整備事業	農林水産省	7	115
29	地域少子化対策重点推進交付金	こども家庭庁	7	116
30	地域再生エリアマネジメント負担金制度	内閣府	7	116
31	商店街活性化促進事業計画に基づく措置	内閣府	7	117
	(支援措置(2)② 13より移設)			
	(支援措置(2)② 14より移設)			
	(新設)			
32	鉄道駅総合改善事業費補助	国土交通省	8	117
33	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持 事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共 交通調査等事業）	国土交通省	8	118
34	鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）	国土交通省	8	118
35	地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費 補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道 等活性化事業費補助）	国土交通省	8	119
36	都市鉄道利便増進事業費補助	国土交通省	8	119
37	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	国土交通省	8	120
38	官民連携まちなか再生推進事業	国土交通省	8	120

P47 2. 支援措置内容 (略)